

商業登記簿取得ネット利用規約

本規約は、株式会社WEBマーケティング（以下「当社」という）が運営する商業登記簿取得NET（以下「本サイト」という）において、以下に定める利用者に対して提供する登記簿取得代行サービス（以下「本サービス」という）について、以下のように商業登記簿取得ネット利用規約を定めます。

第1章 総則

第1条（総則）

本規約は、当社と利用者との間に生ずる一切の關係に適用されるものとします。また本サービスに付随する一部または全てのサービスにも本規約が適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、利用者に承諾を得ることなく本サービスや本規約を変更する場合があります、利用者はこれを承諾するものとします。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は以下のとおりとします。
 - (1) 登記簿謄抄本取得・配送サービス
 - (2) その他、(1)に付随するサービス
2. 但し、前項の取得を保証するものではありません。

第2章 契約・利用等

第4条（利用者の定義）

当社は、第6条1項に該当しない法人、個人、団体等を利用者として定めます。

第5条（本サービスの申込方法）

1. 本サービスの利用を希望する者は（以下「申込者」という）次に掲げる項目のいずれかの方法により、本サービスを申し込むものとします。
 - (1) 本サイトの「インターネット注文」から、必要項目を入力し申し込む
 - (2) 本サイトの「FAX注文」より、該当の申込用紙を印刷し、必要事項を記入の上FAXにて申し込む
2. 前項1号の申込方法の場合、当社が申込を受付た時点で本規約に承諾したとみなし、当社から申込者に対し「受注確認メール（自動送信）」が送信され、第6条1項に該当しない申込者に限り本サービスを利用することができます。

- 3 第1項2号の申込方法の場合、当社がFAXを受信した時点で本規約に承諾したとみなし、第6条1項に該当しない申込者に限り本サービスを利用することができます。
- 4 第1項以外の申込方法（電子メール、電話又は該当の申込用紙以外でのFAX注文）により申し込まれた場合は、本申込みは無効となります。但し、当社が大量依頼などの特段の事情を認めた場合はこの限りではありません。

第6条（利用申込の拒絶・無効）

- 1 当社は、申込者が次に掲げる項目の何れかに該当した場合、その利用申込を拒絶、又は無効にすることができるものとします。また、当社は申込者に対し、将来にわたって利用資格を与えない場合があります。
 - （1）申込者が実在しない場合
 - （2）本サービス利用の申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
 - （3）申込者が本サービス利用資格の停止処分中、又は過去の利用を含め本規約への違反が判明した場合
 - （4）過去の利用を含め利用料金の支払を怠っている、又は支払を怠ったことがある場合
 - （5）申込者が反社会的な団体である場合。又は反社会的な団体の構成員である場合
 - （6）本サービスの申込内容が明らかに不適切であると当社が判断した場合
 - （7）その他、申込者が本サービスを利用することにより、重大な支障をきたすと当社が判断した場合
- 2 当社は、本サービス利用後であっても、利用者が前項の何れかに該当した場合は、本サービスの利用を無効にすることができるものとします。
- 3 申込者及び利用者は当社に対し、本条各項の何れかに該当し、本サービスの利用を拒絶・無効になった場合は、拒絶・無効になった時点までに発生した本サービスの利用料等の債務を履行する責を負います。

第7条（変更・取消）

利用者は、本サービス申込後に依頼内容の変更及び取消を行う場合は、電子メール又は電話によって速やかに当社に連絡をするものとします。当社は登記簿謄抄本取得前に限り、その変更及び取消に対応いたします。

第8条（受付時間・配送日）

- 1 インターネット及びFAXの受付は、原則として365日24時間受付しております。但し、土日祝日及び年末年始などの休業日に受け付けたご依頼分は、翌営業日の対応となります。
- 2 原則として、当日15時までに受け付けたものは当日取得、当日発送処理をし、15時以降に受け付けたものは翌営業日対応となります。但し、調査内容、依頼数、法務局の混雑、天候、交通事情、その他諸般の事情等により取得及び発送日に変更が生じる場合があります。

第9条（FAX送信サービス）

- 1．利用者は、原本が発送される前に登記簿謄抄本の内容を確認したい場合は、申込み際にFAX送信サービスを選ぶことができます。
- 2．前項の場合、当日11時までに受付けたものは15時前後、15時までに受付けたものは18時前後にFAXいたします。但し、調査内容、依頼数、法務局の混雑、天候、交通事情、その他諸般の事情等によりFAX送信時間に変更が生じる場合があり、平日対応（休業日受付分については翌営業日対応）のみとなります。
- 3．当社は、利用者のFAX受信環境によりFAX送信が不可能な場合（番号相違、TEL/FAX切替不備、紙詰まり、給紙不足等）、利用者の承諾を得ることなくFAX送信サービスを終了させる場合があります。
- 4．利用者は、前項の事由によりFAXを受信できない場合も、当社に対し、1件315円（税込）の料金を支払います。

第10条（報告・連絡）

- 1．当社は、利用者からの依頼内容について、郵送取寄料が発生する場合は、事前又は事後に利用者に対し電子メール又は電話にて報告の上、利用者の申請・指示に合わせて対応いたします。
- 2．利用者より前項の申請・指示後に取得の取消があった場合、申請・指示内容が不明確な場合、又は当社より連絡後5営業日以内に返答がない場合は、利用者は当社に対し、取得代行手数料及び報告段階までに要した調査費等を支払います。

第11条（配送方法）

- 1．利用者は、配送方法を次に掲げる何れかの方法より選ぶことができます。
 - （1）翌日～翌々日時間指定便（宅配便）
 - （2）東京23区限定当日配送便（バイク便）
- 2．利用者は、前項以外の配送方法を希望する場合は、その旨を備考欄に記入するものとします。但し、当社が対応できない配送方法の場合は前項1号の配送方法で配送いたします。

第12条（納品）

- 1．前条1項1号の配送方法の場合は、配送業者が利用者の送付先に配送したことをもって、納品が完了したものとします。
- 2．前条1項2号の配送方法の場合は、配送業者からの到着確認報告をもって、納品が完了したものとします。

第13条（登記簿謄抄本の受領拒否等）

- 1．当社は、利用者が配送した登記簿謄抄本の受領に応じない場合、その他利用者側の事情で申込書記載の送付先への配送ができない場合は、5営業日を期限として登記簿謄抄本の保管を行います。別途保管料及び再配送料を請求いたします。

2. 利用者が前項の期限内に登記簿謄抄本を受領しない場合は、本サービスの利用を有効とみなし、当社は利用者に対し、発生した利用料等を請求いたします。

第14条（本サービスの所要時間の変更）

当社は、登記簿謄抄本の取得及び配送時間等について、以下の事由により変動する場合がありますが、利用者はこれを承諾するものとします。

- （1）法務局の状況（混雑状況、登記情報交換システムの通信障害）
- （2）申込を受付けた時間帯（法務局の受付時間に間に合わない場合、当社時間外の申込等）
- （3）送付先住所地（配送エリアの問題から日数を要する場合等）
- （4）申込依頼数（大量依頼の場合等）
- （5）申込依頼内容（記入相違、記入漏れ、又はご依頼の登記簿謄抄本が不存在の場合等）

第3章 料金等

第15条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は以下の通りとします。また、単位の内訳は次のとおりとします。

単位：「1件」

- ・登記簿謄抄本は、1社を1件と表します

（1）取得手数料

登記簿謄抄本取得・配送サービス 1件 950円（税込）

- ・同じ登記簿謄抄本を数通取得する場合は追加の手数料は発生しません

（2）追加代行費

登記簿謄抄本取得・配送サービス 1件増える毎 525円（税込）

（3）登記印紙代（実費）

法人登記簿謄抄本取得・配送サービス 1通 700円（非課税）

- ・登記簿謄抄本が50枚を超える場合は、50枚超過迄毎に100円加算されます

（4）配送代行手数料（宅配便の場合）

- ・全国一律（沖縄・離島は除く） 1,050円（税込）
- ・沖縄・離島が配送先の場合は、別途お見積もりいたします

（5）配送代行手数料（バイク便の場合）

- ・提携業者の配送料金（実費）+315円（税込）

（6）郵送取寄せ料

- ・1登記所管轄 1,050円（税込）
- ・登記情報交換システムが未導入の登記所管轄の申請が必要な場合など

（7）FAX送信サービス

- ・1件 315円（税込）

2. 法務局への申請後、未登記、登記中、補正登記手続中又は所在地相違等、その他申請情報に誤記、不備等の理由から取得が出来なかった場合も、当社は利用者に対し、登記印紙代(実費)、配送代行手数料を除いた取得代行手数料等を請求いたします。
3. 当社は利用者に対し、取得後の依頼内容の変更・取消が発生した場合も、取得手数料を含む実際に発生した費用の請求をいたします。
4. 当社は、利用者が大量数の依頼をする場合、または定期的に反復して本サービスを利用される場合は、別途特別利用料金を設定いたします。

第 16 条 (支払方法)

1. 原則として、本サービスの利用料金の支払方法は代金引換とし、配送時の送り状に明記された金額を配達員にお支払ください。
2. 月極め支払を希望する利用者(法人限定)は、当社が別途発行する「商業登記簿取得ネット月極申込書」に必要事項を記入・押印の上、当社へ郵送又は F A X にて提出します。
3. 前項の支払方法の場合、毎月末日を締切日として、当社より利用者に対し請求書を発送いたします。利用者は請求書の内容に従い、支払期日までに下記口座へ利用料金をお振り込みください。尚、振込手数料は利用者負担にてお願いいたします。

振込口座

金融機関名：三井住友銀行
支店名：渋谷支店
預金種別：普通
口座番号：8799222
口座名義人：株式会社 W E B マーケティング

4. 領収書の発行は原則行っておりません。代金引換でのお支払いの場合は配送業者がお渡しする領収書をお使いください。また、振込でのお支払いの場合は、利用者の振込の控えを領収書としてお使いください。
5. 前項の場合以外で領収書が必要な場合は、お支払後、本サイトの「お問い合わせ」より、利用者名・支払日・支払金額・領収書送付先住所・会社名・部署名・担当者名・連絡先を送信してください。
6. 当社は、利用者が利用料金の支払を怠った場合は、支払があるまで利用者への本サービスの提供を停止することができるものとします。
7. 登記簿謄抄本取得の結果、請求交付通数・頁数により依頼内容と実際の取得内容に誤差が生じた場合は、納品書の発行をもって報告いたします。

第 17 条 (遅延損害金)

利用者が前条に定める支払を怠った場合、利用者は当社に対し、支払期日から完済まで年 14.5% の割合の遅延損害金を支払わなければならないものとします(年 365 日の日割計算とする)。

第 21 条（本サービスの中断・停止・終了）

- 1．当社は、以下の何れかに起因する事由が発生した場合、本サービスの全部または一部を中断・停止・終了することができ、当該事由に起因して利用者または第三者に損害が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
 - （1）定期的または緊急に本サービス提供のためのコンピューターシステムの保守・点検を行う場合
 - （2）火災、停電、天災地変等の非常事態により本サービスの運営が不能となった場合
 - （3）本サービス提供のためのコンピューターシステムの不良、または第三者からの不正アクセス、コンピューターウィルスの伝播等により本サービスを提供できない場合
 - （4）法律、法令等に基づく措置により本サービスが提供できない場合
 - （5）その他、当社がやむを得ないと判断した場合
- 2．当社は、前項により本サービスの運用を停止する場合、事前に本サイト上でその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
- 3．当社は、当社独自の判断により、本サービスの全部または一部を中断・停止・終了することができるものとし、これにより利用者または第三者に損害が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。

第 22 条（免責）

- 1．当社は、利用者の本サービスの利用に際し、本規約に該当する内容やその他、利用者に対して発生した損害につき、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失と判断された損害についてはこの限りではありません。
- 2．前項ただし書きの場合、利用者が当社に支払った利用料金の金額をその賠償額の上限とします。
- 3．当社は、利用者が本サービスの利用に際して、第三者に与えた損害の一切の責任を負わないものとし、利用者が第三者に与えた損害は利用者の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えることがないものとします。

第 23 条（損害賠償の請求）

利用者が、本規約に反した行為又は不正若しくは違法に本サービスを利用することにより当社に損害を与えた場合、当社は利用者に対して該当する相応の損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行う場合があるものとします。

第 24 条（譲渡）

当社は、利用者に対し電子メールにて通知することにより、本規約に基づく当社の地位または権利義務の全部または一部を第三者に譲渡することができるものとします。

第 25 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈には、日本法が適用されるものとします。

第 26 条（協議）

本サービスに関して、当社と利用者の間で問題が生じた場合には、当社は利用者と誠意をもって協議しその解決に努めるものとします。

第 27 条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 28 条（附則）

2009 年 11 月 1 日制定・施行

2011 年 4 月 1 日改訂